



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 飛 島 建 設 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 伊藤 寛治
コード番号 1805 東証第一部
問 合 せ 先 広報室長 松尾 和昌
TEL 03-5214-8212

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 68 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 第 68 回定時株主総会における普通株式併合に関する議案の承認可決とその効力発生（平成 23 年 10 月 1 日）を条件として、普通株式の発行済株式総数の減少を勘案し、現行定款第 6 条の発行可能株式総数および普通株式に係る発行可能種類株式総数の減少、ならびに普通株主の議決権等の権利や市場での売買の利便性を損なわないように、現行定款第 7 条の普通株式の単元株式数を変更するものであります。
- (2) A 種優先株式の消却に伴い、現行定款第 6 条の A 種優先株式に係る発行可能種類株式総数、現行定款第 7 条の A 種優先株式の単元株式数、および現行定款第 12 条の 2 の A 種優先株式の内容の定めを削除するものであります。
- (3) 本社機能の移転に伴い、株主総会の開催場所確保の観点から、株主総会の招集地を限定する現行定款第 14 条を削除するものであります。
- (4) 上記変更に伴う条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

- (1) 第 68 回定時株主総会における普通株式併合に関する議案の承認可決された時点をもって、次のとおり変更いたします。

(下線__は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は<u>9 億 3 千 7 0 0 万株</u>とし、このうち 8 億 2 千 3 0 万株は普通株式、<u>4 3 0 万株は A 種優先株式</u>、3 3 0 万株は B 種優先株式、1 億 9 1 0 万株は C 種優先株式とする。 (単元株式数) 第 7 条 当社の普通株式ならびに A 種優先株式、B 種優先株式および C 種優先株式の単元株式数は、<u>5 0 0 株</u>とする。 第 2 章の 2 優先株式 (A 種優先株式) <u>第 1 2 条の 2 当社の発行する A 種優先株式の内容は、次のとおりとする。</u> <u>1. (1) 当社は、第 4 3 条に定める剰余金の配当を行うときは、A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」という。）または A 種優先株式の登録株式質権者（以下「A 種登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、A 種優先株式 1 株につき年 1 5 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「A 種優先配当金」という。）を行う。</u> <u>(2) ある事業年度において A 種優先株主または A 種登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が A 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</u> <u>(3) A 種優先株主または A 種登録質権者に対しては、A 種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u> <u>2. (1) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A 種優先株主または A 種登録質権者に対し、A 種優先株式 1 株につき 1 5 0 円を支払う。</u> <u>(2) A 種優先株主または A 種登録質権者に対しては、前記のほか、残余財産の分配は行わない。</u>	第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は<u>9 億 3 千 2 7 0 万株</u>とし、このうち 8 億 2 千 3 0 万株は普通株式、3 3 0 万株は B 種優先株式、1 億 9 1 0 万株は C 種優先株式とする。 (単元株式数) 第 7 条 当社の普通株式、B 種優先株式および C 種優先株式の単元株式数は 5 0 0 株とする。 第 2 章の 2 優先株式 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
3. (1) <u>当会社は、いつでもA種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。</u> (2) <u>当会社は、A種優先株式については、発行に際して取締役会の決議で定める時期および取得価額で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。</u> (3) <u>一部の取得をするときは、抽選その他の方法により行う。</u> 4. <u>A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u> 5. <u>当会社は、A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</u> 6. <u>A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める取得の条件で、当会社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式の交付を請求することができる。</u> 7. <u>取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかったA種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下本号において「一斉取得日」という。）に当会社が当該株式の全部を取得するのと引換えに、A種優先株主に対し、A種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。</u> <u>ただし、平均値の計算は、円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が、A種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。</u> <u>前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
8. <u>第44条の規定はA種優先配当金の支払いについて、これを準用する。</u> (B種優先株式) 第12条の<u>3</u> 当社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。 1.(1) 当社は、<u>第43条に定める剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種登録質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につき年15円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「B種優先配当金」という。）を行う。</u> (2) ある事業年度においてB種優先株主またはB種登録質権者に対しB種優先配当金の全部または一部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）については、<u>A種優先配当金、B種優先配当金および普通株主または普通登録質権者に対する剰余金の配当に先立って、これをB種優先株主またはB種登録質権者に支払う。</u> 1.(3)～5. (条文省略) 6. <u>第12条の2第4号、第5号および第8号の規定は、B種優先株式についてこれを準用する。</u> (新 設) (新 設)	(B種優先株式) 第12条の<u>2</u> 当社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。 1.(1) 当社は、<u>第42条に定める剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき年15円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「B種優先配当金」という。）を行う。</u> (2) ある事業年度においてB種優先株主またはB種登録質権者に対しB種優先配当金の全部または一部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）については、B種優先配当金および普通株主または普通登録質権者に対する剰余金の配当に先立って、これをB種優先株主またはB種登録質権者に支払う。 1.(3)～5. (現行どおり) 6. <u>B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u> 7. <u>当社は、B種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</u> 8. <u>第43条の規定はB種優先配当金の支払いについて、これを準用する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(C種優先株式) 第12条の4 当社の発行するC種優先株式の内容は、次のとおりとする。 1.(1) 当社は、第43条に定める剰余金の配当を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種登録質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき年28円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「C種優先配当金」という。）を行う。 1.(2)～5. (条文省略) 6. <u>第12条の2第3号(1)、第4号、第5号および第8号の規定は、C種優先株式についてこれを準用する。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (支払順位) 第12条の5 <u>A種優先株式、B種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、ならびに残余財産の支払順位は、同順位とする。</u> 第3章 株主総会 (開催場所) <u>第14条 当社は、東京都千代田区内で株主総会を開催する。</u> 第15条～第20条 (条文省略) (種類株主総会への準用) 第20条の2 <u>第14条、第16条第1項、第2項、第3項、第17条および第19条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u> 第21条～第44条 (条文省略)	(C種優先株式) 第12条の3 当社の発行するC種優先株式の内容は、次のとおりとする。 1.(1) 当社は、第42条に定める剰余金の配当を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種登録質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき年28円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「C種優先配当金」という。）を行う。 1.(2)～5. (現行どおり) 6. <u>当社は、いつでもC種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。</u> 7. <u>C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u> 8. <u>当社は、C種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</u> 9. <u>第43条の規定はC種優先配当金の支払いについて、これを準用する。</u> (支払順位) 第12条の4 B種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、ならびに残余財産の支払順位は、同順位とする。 第3章 株主総会 (削 除) 第14条～第19条 (現行どおり) (種類株主総会への準用) 第19条の2 第15条第1項、第2項、第3項、第16条および第18条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 第20条～第43条 (現行どおり)

- (2) 前記(1)変更案に基づく変更後の定款第6条および第7条につきまして、第68回定時株主総会における普通株式併合に関する議案の承認可決、および当該議案に係る普通株式の併合の効力が生ずることを条件として、当該普通株式の併合の効力発生日(平成23年10月1日)をもって、以下の追加変更案のとおり変更いたします。

(下線__は変更部分)

前 記 変 更 案	追 加 変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は<u>9億3千270万株</u>とし、このうち<u>8億2千30万株</u>は普通株式、330万株はB種優先株式、1億910万株はC種優先株式とする。 (単元株式数) 第7条 当会社の普通株式、B種優先株式およびC種優先株式の単元株式数は500株とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は<u>5億1千240万株</u>とし、このうち<u>4億株</u>は普通株式、330万株はB種優先株式、1億910万株はC種優先株式とする。 (単元株式数) 第7条 当会社の普通株式の単元株式数は<u>100株</u>とし、B種優先株式およびC種優先株式の単元株式数は500株とする。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成23年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	平成23年6月29日(予定)
定款追加変更の効力発生日	平成23年10月1日(予定)

【ご参考】

普通株式の併合に関しましては、本日別途「株式併合および単元株式数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上